



スクールロイヤーだより

いじめ認知後の 保護者への連絡

いじめ防止対策推進法第23条は、いじめ事案について保護者への支援や助言、情報共有を行うことを定めています。

また、国の『いじめの防止等のための基本的な方針』は、事実確認後は迅速に双方の保護者に連絡するよう求めています。

Q 学校で行ったアンケートで、Aから「Bに消しゴムをとられた」との訴えがあり、事実確認をしたところ、BがAの消しゴムを無断で持ち出したことがわかりました。

学校の組織でいじめ事案として認知し、A B双方の話を聞いたところ、Bは「Aに謝りたい」と言い、Aも「消しゴムを返して謝ってくればいい」と言いました。そこで、Bに消しゴムを返却させ、その場でBはAに謝罪して「もうやらない」と約束し、Aも納得している様子でした。

このように、当事者双方が納得して謝罪が行われ解決したような場合にも、双方の保護者に連絡をする必要があるのでしょうか？

A 解決したと思える事案でも、当事者双方の保護者への迅速な連絡が必要です。

この事案では、Bが謝罪してAも受け入れたことにより、いじめが解決したようにも思えます。しかし、本当に解決しているか（今後再発することがないかどうか）は、その時点では分かりません。今後Bが再びAや他の児童に同様の行為などをすることがないとは言いきれず、また、Bが消しゴムをとったとの噂が広まるなど、Bが被害者となるようなトラブルも起こりえます。

国の『いじめの防止等のための基本的な方針』では、いじめが「解消している」状態について、

① いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3か月）止んでいること

② ①を確認する時点で被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

という2つの要件を満たす必要がある、と定めています。つまり、少なくとも3か月間は、いじめが再発することがないか、見守りを強化するなどの対応をする必要があるのですが、これは、学校だけで担うべきものではありません。いじめ再発の防止や早期発見のためには、家庭での見守りや指導など、保護者の協力も必要です。

事案の報告のためだけでなく、再発防止への協力を得るためにも、迅速に当事者双方の保護者への連絡を行うようにしてください。

裁判例紹介

——金沢地方裁判所小松支部平成24年11月9日判決（LLI/DB 判例秘書掲載）

小学2年生の児童Aが、クラスの複数の児童らからのいじめにより学校に行けなくなり、外傷性ストレス障害（PTSD）に罹患した、と主張して、いじめを行った児童らの保護者ら及び学校の設置者である市に対して損害賠償を請求した事案。

担任は、加害児童らに個別的な注意を与え、動静に注意を払っていたほか、加害者のうち暴力行為等があった児童1名の保護者には連絡をしていました。一方で、「きもい、うざい、あっち行って」などの言葉によるいじめをしていた児童らの保護者には、児童Aが学校を欠席するようになるまで連絡をしていませんでした。

裁判所は「（担任や学校は）家庭とも協力していじめの真相を解明し、その原因の除去に努めるなどのいじめ防止のための措置を講じるべきであった」と述べ、加害者側の保護者に連絡をしていなかったことは「違法であるといわざるを得ない」として、学校を設置する市に対し、加害者の保護者らと連帯して約700万円の賠償金を支払うよう命じました。